

# 水産政策審議会

## 第55回 漁港漁場分科会

令和6年9月5日（木）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課

午後1時31分開会

○不動計画課総括 水産庁計画課総括の不動でございます。予定の時刻になりましたので、ただいまより水産政策審議会第55回漁港漁場分科会を開催させていただきます。

では初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用します同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は、委員定数7名中5名の委員が出席されており、定足数を満たしております。よって、本日の漁港漁場分科会は成立しております。

続きまして、本分科会の開催形態についてでございます。カメラ撮りは原則として冒頭のみとしておりますが、会議途中でカメラ撮りを可とする場合は、事務局からお知らせさせていただきます。

また、議事と各委員の御発言内容は、後日、ホームページにて公表することとしておりますので、御了承ください。

次に、リモートで御出席いただいている委員の皆様にお知らせします。

会議中、カメラはオン、マイクはミュートにさせていただき、御自身の御発言の際にはミュートを解除して御発言をお願いいたします。

また、通信状況が悪く、音声聞き取りにくい場合には、カメラオフのお願いをすることがございます。

審議事項に対する御発言は、分科会長から御指名の順にいただくことを予定しておりますが、これ以外の御発言がある場合には、挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせくださいますよう、お願いいたします。

音声がかええないなどの不具合がありましたら、資料の説明途中であっても、その旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせしております事務局の電話への御連絡をお願いします。

音声の不具合等で説明や審議が中断する場合がありますことを御了承お願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁田中漁港漁場整備部長から御挨拶申し上げます。

○田中漁港漁場整備部長 皆様、こんにちは。水産庁の田中でございます。分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員各位におかれましては御多用のところ、当分科会への御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は審議事項として2件、漁港のみなし施設の指定に関する基準、そして、行政不服

審査請求について御審議をいただくこととしてございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、この機会を頂きまして、行政関係の動きとして3点、委員各位にお知らせをさせていただきます。

1点目は、能登半島地震への対応についてでございます。

1月に発生しました地震によりまして、石川県、富山県を中心に水産関係、甚大な被害が生じているところでございます。今、施設の応急復旧、仮復旧などを進めながら漁業の再開、なりわいの再建に向けて、県、市、町、そして我々もしっかり協力しながら取り組んでいるところでございます。

不便な状況というのは依然まだ多々あるわけでございますが、そういった中でも漁業者によります操業は一部再開をしてございまして、1月から6月分の水揚げで、金額ベースで言いますと震災前の今7割ぐらいまで漁模様が戻ってきているという状況でございます。

地盤隆起が顕著であった輪島の周辺というのは操業の再開が遅れておりましたが、7月から海女さんによるモズク漁が試験的に再開したり、9月からは主力であります底引きであるとか刺網の漁業も試験的な操業を行っていかうというようなことで今準備が進められているところでございます。

11月6日にはズワイガニ漁が解禁を迎えます。操業をしっかりしていけるように、油や氷、水、こういった漁業関係に必要な資機材をしっかり供給できるような復旧などを県、市、町、漁協さんと連携をしながら進めているという状況でございます。

2点目は概算要求についてでございます。

私ども、先週の金曜日に令和7年度の概算要求を財政当局に提出をいたしました。当分科会で御審議、そして答申を頂いた漁港漁場整備長期計画、これは令和4年を初年度とするものでございますが、早くも今年中間年を迎えているというところでございます。

7年度はその4年目ということになるわけでありましたが、しっかりと長期計画に掲げた目標の実現に向けて必要な事業を推進できるよう、予算要求をしているところでございます。

また、中間年ということにもなりますので、この長期計画に掲げた目標の進捗状況はどういう状況なのかということも今フォローアップに努めているところでございます。まとめましたらこの分科会でも御報告をさせていただきたい、このように思っております。

3点目でございますが、今日の報告事項にもございます漁港区域におけます風力発電の

設置に関する漁港管理者向けのガイドラインというのを策定いたしまして、先月下旬にホームページに掲載をさせていただきました。

これは当分科会でも委員の方から洋上風力発電、これに対して漁業との調整についての御意見があったところでございます。具体的には、漁港の区域の水域を利用して風力発電を設置するという案件なども今あるということでございます。その辺りを見通しての漁港管理者としての判断に資するようなガイドラインというものを先般策定をし、ホームページに掲載をしたということでございますので、今日はこの機会を頂きまして、後ほど計画課長の方より説明をさせていただくということでございます。

本日は大変盛りだくさんの内容になっておりますけれども、何とぞよろしく願い申し上げます。

○不動計画課総括 それでは、ここで、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、会場にて御出席いただいております委員から御紹介させていただきます。

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会代表監事の青木委員でございます。

○青木委員 よろしく申し上げます。

○不動計画課総括 石巻漁業株式会社代表取締役会長の及川委員でございます。

○及川委員 よろしく申し上げます。

○不動計画課総括 東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授の工藤委員でございます。

○工藤委員 よろしく申し上げます。

○不動計画課総括 明治大学専門職大学院法務研究科教授の橋本委員でございます。

○橋本分科会長 よろしく願いいたします。

○不動計画課総括 続きまして、リモートにて御出席いただいております、北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員でございます。

○阿部委員 よろしく願いいたします。

○不動計画課総括 特別委員の株式会社クリエーションWEB PLANNING代表取締役の深川委員でございます。

○深川委員 よろしく申し上げます。

○不動計画課総括 なお、東北学院大学地域総合政策デザイン学科准教授の定池委員、全国漁協女性部連絡協議会副会長の高松委員におかれましては、御都合により御欠席でござ

います。よろしくお願いいたします。

続きまして、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました田中漁港漁場整備部長でございます。

○田中漁港漁場整備部長 よろしくお願いたします。

○不動計画課総括 中村計画課長でございます。

○中村計画課長 よろしくお願いたします。

○不動計画課総括 内田海漁業推進チーム長でございます。

○内田計画官 内田です。よろしくお願いたします。

○不動計画課総括 そのほか水産庁の事務局が出席しております。なお、櫻井防災漁村課長と高原水産施設災害対策室長は、都合により欠席させていただいております。渡邊整備課長は別の会議に出席しております。終わり次第、遅れてこちらの審議会に出席させていただく予定でございます。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。資料を御覧ください。

資料番号なしの議事次第、委員名簿、資料一覧、資料の右上に資料番号が付いております。資料1、資料2、資料2-1、資料3、資料4、参考資料1、参考資料2、それで、参考資料3、参考資料4ということでございます。

以上でございますが、お手元の資料に不足等はございませんでしょうか。

なお、資料につきましては説明時に画面に表示させていただきますので、適宜、併せて御覧いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。これより進行を橋本分科会長にお願いいたします。

よろしくお願いたします。

○橋本分科会長 よろしくお願申し上げます。

本日の議事としては、答申事項1件、諮問事項1件、その他としまして2件を予定しています。

早速審議に入らせていただきます。

諮問第451号、漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準についてでございます。

本件につきましては、5月22日の第54回分科会において諮問し、説明されているものでございます。本日は、具体の指定基準（案）について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○中村計画課長 計画課長の中村です。それでは、よろしくお願いいたします。

資料1の漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準についてということで御説明いたします。資料1をお願いします。

初めに、前回お諮りさせていただいた資料を使ってみなし施設についてのおさらいを少しさせていただきたいと思います。参考資料2をお願いします。

参考資料の1ページ目でございます。

漁港施設とみなされる施設の指定につきましては、本年4月の改正漁港法の施行により手続が簡素化され、第3種漁港及び第4種漁港などにつきましては、あらかじめ水政審の議を経て定める基準に適合するものについては、水政審の議を経ずとも農林水産大臣が指定できることとなります。これにより迅速な手続が行われることとなりました。

5ページ目をお願いします。

これまでは、みなし施設として指定する場合には一つ一つ水政審の議を経っていたわけですが、指定に当たってはそこに記載しますとおりの手続を経なければならないということでございます。

そして、ここに書いてありますのは、今までみなし施設の基準等の一つとして、目安として設定していったもの、この全ての基準を満たす場合に指定していたところでございますけれども、今回、この第4を基にして、特に(2)の技術的に困難、公益の観点から不適、この点について議論していただいた上で法律に基づきまして別途水産政策審議会の議を経ることを要しない場合の基準ということで定めることとして議論していただきました。

6ページをお願いします。

これまでみなし施設として指定していた事例を見ますと、大きく三つに類型化することができるだろうというお話をさせていただきました。

一つ目は、著しく長大となる施設、二つ目、地理的に離れている施設、三つ目、港湾区域等に隣接し、漁港区域の拡大が困難な施設、この三つを典型的に前回お示ししていました。

次、お願いします。

この三つの類型について、更に細かく六つのパターンに類別しまして、これについて基準化することができないかということで御審議を頂いたところです。

これがこれまでのおさらいになります。

資料1をお願いします。

先ほどの三つの類型、六つのパターンについて前回までの御議論、各委員の方々の御意見を踏まえまして、水政審の議を経ることを要しない施設に関する基準案をまとめたものがこの資料1になります。

基本的な考え方は前回御説明した内容と同じでございますが、前回の御議論を踏まえ、少し修正した部分について御説明いたします。

前段に漁港の区域を拡大する必要性に乏しく、かつ、漁港の区域外において当該施設のほかに漁港の管理上又は機能上必要な施設の整備又は維持管理を行うことが予定されていない場合に限るということで、全体で、総論として書いております。

2ページ目をお願いします。

第四につきましてでございます。

地方公共団体の有する計画等に伴い、地理的に離れた土地に移転せざるを得ない施設と前回しておりました。これは、例えば、給油施設、こういったものが当たりますけれども、皆様の御意見を踏まえまして、移転の場合だけではなく、今後新たに設置する施設も対象となるだろうということで、移転させ、又は配置させる必要のある施設ということで若干の修正をしております。

そして、六、他の法令による規制を受ける区域についてです。漁港の区域を拡大した場合に漁港区域に係る行為制限が他の法令による規制を受ける区域に影響を及ぼすということとであります。

このため、他の法令による規制を受ける区域と重複して漁港区域を定めることが困難である場合に限るということで若干の修正をさせていただいています。

最後、参考1をお願いします。

以上、説明しました三つの類型、六つのパターンを分かりやすく図示したものであります。

おさらいです。類型の一つ目、長大な延長を有する施設につきましては、漁港の区域内と区域外の交通を確保するための施設ということで、これ、道路なんか当たります。一の口です。漁港の区域外から区域内へ海水を取水する必要がある施設ということです。これは、海側の赤丸で囲ったもの、こういったものが当たります。

二つ目の地理的な離れた施設につきましてです。二の高度の高い土地に配置させる必要がある施設ということで、これは無線施設でありますとか、あとは避難施設、こういったものが当たります。

三の水産物の衛生管理上、他の漁港施設と隔絶して配置させる必要のある施設ということでございます。これは、例えば、廃棄物処理施設、このようなものが当たります。

四の地方公共団体の有する計画等に伴い、地理的に離れた土地に移転させ、又は配置させる必要のある施設。これは給油施設等が想定されるということでございます。

そして、五、漁港の区域内に設置に必要な土地を確保できない施設。これは、例えば、大規模な面積を有する冷凍冷蔵施設、こういったものが当たります。

そして、最後三つ目、港湾区域など他の法令の規制を受ける区域と重複して漁港区域を設定することが困難な場合で、隣接する港湾区域等に配置せざるを得ない施設ということにしております。

これらの施設について水産政策審議会の議を経ることを要しない施設として整理をしています。

まずは私の説明からは以上になります。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、各委員御質問等ございますでしょうか。

まずは、この場に御出席の委員の先生方、何かございますでしょうか。

リモートで御出席の委員の方、御意見等ございましたら挙手ボタンを押していただけますでしょうか。リモートで御出席の先生方、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、本件、漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準について、答申を出したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橋本分科会長 どうもありがとうございました。

なお、本日御欠席の定池委員、高松委員からは資料1の内容について、異存はない旨の御連絡を頂いております。

それでは、全員一致をもちまして本日の答申ということで資料を取り扱うことを決定したいと思います。

それでは、答申書を画面に映していただきますので、これを御覧いただきたいと思えます。

なお、これまでお知らせしているとおり、審議会令第5条第6項の規定により本分科会の議決をもって審議会の議決となります。

それでは、答申書を読み上げさせていただきます。

答申書。

6 水審第13号。

令和6年9月5日。農林水産大臣、坂本哲志殿。水産政策審議会会長、佐々木貴文。

令和6年5月22日付け、6 水港第710号をもって諮問のあった事項については、下記のとおり答申する。

記。

諮問第451号。漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準については、別紙1のとおり定めることが適当である。

答申書に記載のある別紙は、先ほど皆様に御確認いただきました資料1ということになりますので、その点、よろしく願いをします。

以上でございます。

それから、この答申書は水産政策審議会の会長の名前で農林水産大臣に出すということになっておりますので、その点も併せて御了承をお願いします。

それでは、この答申書をお渡ししたいと思います。

○不動計画課総括 事務局でございます。

カメラ撮りを御希望される方はここで御撮影の方、お願いしたいと思います。

(答申書手交)

○不動計画課総括 カメラ撮りはここまでといたします。お願いします。

分科会長、お願いします。

○橋本分科会長 本日、無事に答申をお出しすることができました。委員各位のこれまでの審議に対する御協力に対しまして、御礼申し上げます。

それでは、漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準について、今後、どのような手続を経て決定されるのか、事務局から説明をお願いします。

○中村計画課長 漁港施設とみなされる施設の指定に関する基準につきましては、農林水産大臣が策定することとなっております。頂きました答申を基に、9月20日までパブリックコメントを行っているところでありまして、終了後、省内の所定の手続を速やかに経て決定しまして、官報掲載やホームページなどにより公表、周知を行ってまいります。

以上でございます。

○橋本分科会長 どうもありがとうございました。

今後の手続について説明を頂きました。何か、委員の皆さんの方から聞いておきたいというようなことがございますでしょうか。

リモート参加の先生方も大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第456号、行政不服審査請求に係る議事となります。

水産政策審議会議事規則第6条の規定により、漁港管理者の処分に関する不服審査に係る会議など審議会が必要と認めた場合については非公開とすることができることになっており、非公開として審議をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(非公開審議)

(公開審議再開)

(傍聴者入室)

○橋本分科会長 それでは、先に進めます。

続きまして、報告事項として1件目の令和7年度水産基盤整備関係予算の概算要求について、計画課長から御報告をお願いします。

○中村計画課長 資料3、令和7年度水産基盤整備事業予算の概算要求についてを御説明いたします。

1 ページ目をお願いします。

水産基盤整備事業、公共事業ですけれども867億円で、対前年比118.8%ということで令和7年度概算要求をさせていただいています。

そのほかに国土強靱化のための5か年加速化対策でありますとか、あとは統合的なTPP、こういった関連の対策がございます。こういったものに関しましては、予算編成過程で検討ということにさせていただきます。

そのほか公共事業以外でいきますと、漁港機能増進事業という、非公共事業ですけれども、小規模な漁港、漁場・漁村の整備とさせていただければいいと思いますが、そのような整備に8億円ほど要求させていただいているということになります。

2 ページ目は、長期計画ということで、冒頭部長からも説明ありましたが、令和4年度から5か年の計画でやっている3本の柱がございます。

一つ目の柱、水産業の成長産業化、二つ目、持続可能な漁業生産の確保、三つ目、漁村

の魅力と所得の向上、このような3本の柱に沿って事業を展開しているということであり  
ます。

3 ページ、4 ページ目の3本の柱に沿った令和7年度の内容になります。

一つ目ですけれども、成長産業化に向けた拠点の機能強化ということです。

左側、流通拠点漁港の機能強化ということでございます。写真にありますとおり、高度  
衛生管理型荷さばき所、例えば、温度管理がされた市場の整備、そして、大型漁船に対応  
した大水深岸壁、機能の再編・集約、このようなことに努めています。

右側ですけれども、養殖生産拠点ということでございます。右下にありますとおり、養  
殖のための静穏水域の創出、漁港の用地で昨今陸上養殖も進められております。このよう  
な展開も図ってまいります。

4 ページ目、二つ目の柱でございます。

持続的な生産体制ということで、上の方が漁場の生産力の強化であります。これは漁場  
のということで、海の中の施策になります。例えば、藻場・干潟の保全・創造とあります。  
これ、磯焼けが激しく、これについて重点的に手を打たなければいけないということで藻  
場・干潟の整備。

そして、左下ですけれども、国土強靱化、防災・減災対策であります。災害の頻発化・  
激甚化に対しまして耐震・耐津波・耐浪化ということを展開します。

真ん中ですけれども、併せて施設の老朽化、これが顕著な問題となっておりますので、長  
寿命化対策を推進します。

三つ目の柱、漁村の活性化と利用の促進ということであります。

作業の軽量化のための浮棧橋でありますとか、あとは、漁村の集落排水、こういった生  
活環境の改善に努めています。

5 ページ目、6 ページ目が7年度概算要求の新規拡充の主なものであります。

かいつまんで説明しますと、例えば、5 ページ目上です。港湾背後における一貫した衛  
生管理体制の構築ということでございます。漁港整備につきましては漁港漁場整備法に基  
づいて、港湾整備につきましては港湾法ということでございますが、港湾におきましても  
衛生管理を一貫して進めたいということで、国土交通省港湾局さんと連携を図りながら施  
策を進めています。こうした中で、港湾背後の加工場も公共の方で支援していきたいとい  
う拡充要求をしています。

その下、持続的な衛生管理体制の確保ということでございます。これは漁港ですけれど

も、現在、荷さばき所、製氷、冷凍冷蔵施設、加工場、こういったものに対して初期投資の支援をさせていただいています。一方で、製氷施設、冷凍冷蔵施設、加工場、これの老朽化対策、こういった支援が今は対象となっていませんので、これを対象化したいということでの拡充要求をさせていただいています。

6 ページ目いきます。

右側にあります漁港施設等活用事業促進に関わる環境整備ということであります。

昨年、漁港漁場整備法を改正させていただきまして、漁港施設等活用事業という制度をつくり、4月から施行されております。左側にありますとおり、漁港の用地がございますが、例えば、利用の低下でありますとか、漁船の減少で使いにくくなっているところがあるとすれば、使いやすいように漁業に供する施設を集約して、空いたところに、例えば、海業推進のため、消費の増進なり、交流の促進に資するよう、活用計画を立て、展開していく、この活用事業をする場合に、漁港施設の、例えば、用地を整除する、上物を撤去する、こういったものも補助対象として広げていって、漁港を活用していただこうということでございます。

次、7 ページ目でございます。

先ほど公共事業等を補完する、小規模など申し上げましたけれども、そういった事業に機能増進事業というのがございます。8億円という、少額ではございますが、機能的に発動できる事業で、人気が高い小規模事業でございます。

例えば、少しの防波堤のかさ上げでありますとか、作業の軽量化のための施設、用地でありますとか、ICT技術の活用、こういったものを少しずつでも改良して進めていくという事業であります。

最後に、8、9、10ページ目が海業の振興関係の予算になります。これは、水産庁での海業全体の取組の予算だということで整理したものであります。

8 ページ目ですけれども、真ん中から左側が構想段階、右側が実施段階の支援とするならば、今まで実施段階の支援については、例えば、浜の活力再生交付金で上物施設の支援でありますとか、先ほど来話しております水産基盤整備事業による漁港での用地の展開、こういった環境整備については支援がありました。

一方で、地元の方々の声を聞いてみますと、海業やりたいんだけど、何をやっていいのか、その試行がしたいでありますとか、あとは、先進地をちょっと見てみたい、あとは、情報発信、こういったものがしてみたいというお声をよく聞きました。

ですので、その構想をつくる段階、こういったことをソフト的にアシストできればということで、海業振興支援事業（新規）とございますが、これに5億円ほど新規の予算要求をさせていただいています。

具体的には、（1）の①、②が国の行うものということで、例えば、先導的テーマ、昨今でいきますとインバウンド、あとは、先ほど申し上げた活用事業を活用するため、こういった先導的テーマに対する取組、これを国として後押しするもの。

（2）は、これは漁業者向け、若しくは、漁協向けの事業であります。例えば、②ですと、チャレンジ事業ということで、漁業協同組合の方々が海業に取り組みやすいよう、資源の発掘でありますとか、先進地視察、コンサルティング、情報発信、このようなものをソフト的にも支援するという事業であります。

9ページ目はその詳しい版でございますので、割愛します。

最後10ページ目、予算以外にも海業の全国展開に向けた取組というのを取り組んでいます。

青が今まで実施済みのもの、若しくは、実施中の取組、赤が今後の取組であります。人材育成から計画づくり、体制づくり、民間活力、横展開、情報発信ということで、このように整理させていただいています。

例えば、情報発信でいきますと、今、若手中心にマスコットキャラクターなども作製しておりまして、一般消費者の方々にも注目していただくような取組も検討しています。このように、海業の全国展開に向けて、予算とともにいろんな制度的なものも含めて取り組んでいるというのを御紹介させていただきました。

以上になります。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

お願いします。青木委員、お願いします。

○青木委員 青木です。

意見なんですけれども、安全対策向上とか強靱化というのものすごくいいことだと思っております。一方で、今年の能登みたいな、東日本大震災みたいな、強靱化してもどうしても漁港施設が損なわれてしまうような、そういった災害なんかも起こり得ると思っております。

そういったときに、浚渫業者ですとか工事会社とかと事前に打合せして、そういう港の

施設、公共施設というのはなるべく早く優先的に復旧してもらうような、そういう打合せも事前にしておけばいいのかなというふうに思います。

特に、漁業者からして、港がないと、特に沿岸業者の皆さんなんかは船が、沖出しとかして無事であっても港なければ仕事になりませんので、そのところは早く復旧できるように意識して動いていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○中村計画課長 アドバイス、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、能登半島地震の関係でいきますと、復旧・復興、徐々に進めておりますが、一方で、今からの心配事は、やはり、工事会社、建設会社の方々がうまく行政が発注する工事を受注していただけるかどうか、あと、船なり、作業船の確保ができるかどうか、そういったところが非常に大きな問題というふうに認識しております。

おっしゃっていただいた内容、非常に重要と思っております、現在、事業を発注する者がやはり地方公共団体になりますので、そういった方々と情報交換したり、あとは、例えば、港湾局さんとも連携をしてうまく地元の工事が円滑に進めるようお話し合いをしているところであります。

あとは、一つの手としましては、災害協定を結んでおく、特に建設業者の方々というのは陸上の会社の方々と海の会社の方々というのは分野が違うぐらいに違うものですから、海の会社の方々と行政が災害協定を結ぶといった話も必要かと思っております。

あとは、今回、ただ復旧するのではなくて、やっぱり、防災の強化という意味では、例えば、耐震強化をする施設を造ったり、防災拠点的なところを考えたり、ハード的なものだけではなくて、BCPでありますとか、ソフト的なものも組み合わせて対応していくことが大事なんじゃないかと思っております、今回の教訓を得て、例えば、災害に強いガイドラインも見直しをしようということで、今、検討を進めているところです。

アドバイス、ありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

工藤先生、お願いします。

○工藤委員 御説明いただき、どうもありがとうございました。

最初の方の概算要求額の1ページ目のスライドで、食料安全保障を踏まえた経費について

ではこれから検討ということですが、言うまでもなく、国産水産物というのは国産のたんぱく質として非常に重要であり、この食料安全保障の中でも水産物の安定供給ということが改めてその重要視されていくだろうと思っております。

そのような中で漁場生産力の強化というのがやはり非常に重要になってくると思いますので、更なる充実を図っていく必要があるのではないかとというのが一つになります。

もう一つは、近年非常に海洋環境が変化しておりまして、貧栄養化や水温の上昇にともなって藻場が非常に減少してきています。特に天然のコブは水温の上昇などによって漁獲量が大幅に減少しています。そういう中で、コブ養殖やワカメ養殖などの藻類養殖の果たしている環境保全的な役割というのは非常に大きいのではと思われれます。

今日では、ブルーカーボン創成という意味からも大きいわけですが、ですので、天然藻場の面積を維持・回復させるということももちろんすごい重要なんですけども、そこに限界がある中では、藻類養殖を維持・発展させていくということも漁場生産力の強化や環境保全機能の強化において重要なのではないかと感じました。

私からは以上になります。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

何か事務局の方からいかがですか。

○中村計画課長 アドバイス、ありがとうございます。

生産力の強化が大事ということで、海の中の資源を増大させていく、このような施策の重要性については我々も十分認識しているところではございますけれども、その一つとして、工藤先生からアドバイスされました、藻場の減少と更なる藻類養殖というものです。

藻類養殖、実際に、おっしゃるとおり、現場の声としてはブルーカーボンにも資するというのも含めてお声としては頂戴しております。水産基盤としてできることは、どれだけできるかということも含めて今後勉強していきたいと思っております。

あとは、今回は基盤の説明をしましたが、水産多面的機能発揮対策事業の内容について今回見直しをしようと思っております。これは、ソフト事業として漁業者が行う藻場・干潟の保全の活動であります。ですので、新しい、例えば、高水温に対応した藻を生やすやすくするようにするでありますとか、そういった新しい取り組みや研究も含めて少し勉強しながら水産基盤の方にも発展させていければというふうに考えています。

アドバイス、ありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ほか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうかね。

それでは、次に進めます。

続きまして、報告事項として2点目の漁港区域への風力発電施設の設置に関する漁港管理者向けガイドライン策定について、これも計画課長から報告をお願いします。

○中村計画課長 それでは、資料4、漁港区域への風力発電施設の設置についてということで御説明します。

昨今、風力発電、特に洋上風力発電施設についての注目が集まっています。ある漁港では、漁港区域内にその風力発電を設置しようとする動きも見られるところ、我々、今回その指針となるべくガイドラインを改正いたしまして皆さんにお示ししているという状況になります。

1 ページ目をお願いします。

まず、漁港区域への風力発電施設に関する基本的なスタンスということで御紹介しますと、先ほど申し上げた漁港漁場整備長期計画、この中に洋上風力発電等が導入される海域において、先行利用者との協調が重要であるということで、漁業との協調的関係の構築、これが大事だということをうたっています。

そして、漁港法第39条の規制、これは先ほどの占用許可ということなんですけれども、漁港管理者はこれらに著しい支障を与えるものでない限り許可をしなければならないとされていますが、以下の事項に対して十分留意して対応する必要があるということでありませう。

一つ目は、漁港管理者は漁港の現状及び利用の将来的な展望を見据えながら対応して、その占用許可の可否を判断する必要があるということ。

そして、2番目、漁港が漁業の根拠地であるということを鑑みまして、まずは漁港の利用と風力発電のための利用の調整が適切に図られているか、こういった合意形成のプロセスを大事にすべきだということを基本スタンスといたしております。

2 ページ目、お願いします。

こうした中、水産庁の取組といたしましては、設置の段階から漁港管理者への占用許可の申請に至るまでのプロセスを明確化するという、そして、そういった許可に当たっては確認する事項の内容をあらかじめ示しておくことが大事だろうということ、こうすることで事業者と漁港管理者の円滑な調整が図られることが必要だということで今回ガイドラインを作成、改正したところです。

このガイドラインにつきましては、平成23年度に既に参考指針というものがございました。これを改めて今日的な状況を踏まえて改訂したということでございます。この改訂するに当たりましては、農山漁村再生可能エネルギー法に基づきまして、こういう留意事項も参考として補強したということでもあります。やはり、意見調整、合意形成、こういった必要性、これが十分なされていることということでもあります。

具体的に3ページ目以降がこのガイドラインの中身になります。

4ページ目ですけれども、大きくこの右側にあります新設という項目を出したということでもあります。

最初にガイドラインの策定の趣旨を述べた、3番目ですけれども、先ほど申し上げた多様な関係者との合意形成が大事、このプロセスが大事だということでもあります。そして、最後、風力発電施設を造るだけではなくて維持管理を目的として漁港を利用する場合がありますので、そういった場合の対応、こういったものを新設しました。

5ページ目、お願いします。

5ページ目、背景も含めて書いております。再生可能エネルギー、この中でも特に洋上風力発電が注目を集めているということ、今後、漁港区域に風力発電を設置しようとする事業者が出てくることが想定されるということで、これに対して適切に対応することが求められています。

特に風力発電施設については長期間にわたって水域等を占有することになるということで、現状、将来展望、これを見据えつつ対応することが必要、あわせて、合意形成を進めていくことが大事だということでもあります。

こうしたことから、水産庁では再生可能エネルギーの関係する法律、又は、洋上風力の海洋再生可能エネルギー法、こういう他の法律なり、制度なり、こういったものも参考にしながらガイドラインを一新したということでもあります。

6ページです。

用語の整理の中でちょっと注釈を設けています。ここで言う風力発電施設、これは我々の言う漁港施設とは違って売電を目的とした風力発電であるということです。今回漁港法の改正によりまして漁港施設に発電施設というのを追記したわけですが、その発電施設というのは複数の漁港施設、例えば、荷さばき所でありますとか、加工施設でありますとか、そういった施設そのものに電力を供給する施設でありますので、地域全般に売電する目的の洋上風力発電施設は漁港施設ではないということでもあります。

そして、7ページ目、お願いします。

ここが先ほど来申し上げている一番重要なところでございまして、多様な関係者と合意形成を事前に図っておくということが重要だということでもあります。

風力発電施設については、長期間にわたって漁港の区域を占有することから、検討の段階からそういった申請に至るまでのプロセスとして利害関係者を含む多数の関係者において十分に意見調整が図られていることが重要ということでもあります。

こういった中で、やはり、協議会を組んで設置することを、合意形成を進めていくことが重要ということで、その協議会の中にも漁港管理者が参画することが望ましいということのポイントを挙げています。

そのほか、8ページ目、9ページ目、補強したところでいきますと、例えば、事業の公益性、確実性、施工の安全性、こういったところにも補強してガイドラインを加えています。

9ページ目におきましても、関係者との合意形成、こういったところにも補強しています。

最後、10ページ目ですけれども、少し触れましたけれども、風力発電、造る際には大々的に港を使うというのは自明なんですけれども、そのほか維持管理、メンテナンスをするのにも毎年、港湾なり、漁港なりが利用されるということでもあります。もちろん、漁港の利用の可能性もありますので、そういったときについても少し付言しておこうということでもあります。

そういった場合につきましても、先ほど申し上げたとおりと同じなんですけれども、将来的な展望を見据えた上でということでもあります。

そして、一番最後ですけれども、多様な関係者間において調整がなされることということで、一貫して、今回、漁港での風力発電設置に当たっては、いろんな者の、関係者との意見調整、こういったプロセスを経て39条の占有許可の判断をすべきということを申し上げます。

これは、先々月、漁港管理者の方に提示をいたしまして周知をしたということでもあります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問等ございますでしょうか。

及川委員、お願いします。

○及川委員 質問です。教えてください。

今、港の周りの風力発電の海側に出ているものは漁港区域の中にあるものと、そうじゃないものって分かれるのでしょうか。それから、陸上側にあるものは、大体みんな今の、例えば、波崎ですとかあるのは漁港区域の風力発電施設だと理解してよろしいのでしょうか。

○中村計画課長 御質問、ありがとうございます。

漁港区域は海側にも陸側にも設定が一般的にあります。

海側につきましては、防波堤が沖にありまして、それから一定程度距離をとって、例えば、次の展開で防波堤が整備される場合もありますので、ある一定程度の広さを持って、横と縦ですね、少し広めに区域が設定されています。

陸側につきましても、例えば、加工場でありますとか、冷凍冷蔵施設、そういったものが背後にあるということで、漁港の総合体として取り扱っています。ですので、後ろもそういった漁村の水産活動として主に施設が位置するところ、それを区域としてとっています。

波崎の風力発電は漁港の組合の近くにあると思いますし、たしか漁港区域に入っていたと思います。恐らく、すみません、ちょっとうろ覚えですけれども。

○及川委員 ありがとうございます。

○橋本分科会長 ほか、よろしいでしょうか。

青木委員、工藤委員、何かございますでしょうか。

お願いします。

○青木委員 青木です。

やっぱり、漁業者の立場ですので、私も、漁業の営業の支障にはならないように、そこを特に風力発電業者さんなんかとは書面でも念押しで確認していただきたいと思っております。

一方で、風力発電はこれからなくてはならないようなものだと思っておりますので、先ほど防波堤の先に設置するようなこともあるというふうにおっしゃっていたんですけれども、ちょっと私の素人考えであるんですけれども、防波堤を風力発電にしまえば、波来てもなかなか港の方まで入ってこなくなったりもできるのかな、なんていう、そういう将来的なビジョンもつくっていければいいのかなというふうに思います。

以上です。

○中村計画課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、可能性としては占用域を利用するというのも一つの選択肢とは思いますが。

一方で、防波堤の手前なんかは漁業活動として漁船が走行したり、そういったのもありますし、あとは、それほど漁港の場合、風力発電がいろいろ建つような、そこまでの水域は一般的には余り見受けられないと思いますので、そういった現状もある中で、事業者さんなりがどういったところに手を上げるのか、若しくは、ここにもありますとおり、漁港管理者がそれに対して漁業活動への支障をどう考えるのかということだと思っております。

○橋本分科会長 あとお一方ぐらい何か御質問等あればいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは、以上で本日の議事はここまでとなります。どうもありがとうございました。

それでは、今後の進行を事務局に交代をいたします。

○不動計画課総括 御審議、誠にありがとうございました。

本日の議事と御発言につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、水産庁のホームページに公表させていただくこととなります。委員の皆様には、御発言の内容につきまして、後日改めて確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

○橋本分科会長 非公開の部分はどのような扱いになりますでしょうか。

○不動計画課総括 非公開の部分は公表の対象とはなりませんので、そこはそういう整理になります。

今後の分科会の開催ですけれども、次回は10月18日を予定しております。今回に引き続き、行政不服審査請求に係る御審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時30分閉会